資料５

■堺市障害者施策推進協議会　体制図　（令和２年度）

堺市障害者施策推進協議会

本会議（年２回程度）

委員構成

本会議委員　３０名以内

臨時委員　　６名程度

権利擁護専門部会
- 常時設置
- 年２回程度

差別解消法、手話言語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ条例に関する取組について協議を行う。

日中ｻｰﾋﾞｽ支援型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ専門部会
- 常時設置
- 年３回程度

指定申請時及び実施報告時の事業評価を行う。

障害福祉計画策定専門部会
- 令和２年度設置
- 年５回程度

新たに策定する計画の各論について検討を行う。

障害児支援専門部会
- 常時設置
- 年２回程度

障害児支援に関する取組について協議を行う。

発達障害者支援専門部会
- 常時設置
- 年１回程度

発達障害者支援に関する取組について協議を行う。

障害者施策推進委員会（庁内委員会）

関係所管部局で組織し、計画の策定及び推進に関する協議を行う。